

議案第 5 1 号

白岡市税条例の一部を改正する条例

白岡市税条例（昭和 3 0 年白岡町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 6 第 1 項第 2 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に、「同条第 3 項」を「前号に掲げる寄附金を除く。）」に、「により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）」を「する特定非営利活動に関する寄附金」に改め、同項第 3 号中「別に条例で定めるもの」を「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成 2 5 年埼玉県条例第 3 6 号）で指定する特定非営利活動法人に対するもの」に改める。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 中「第 3 4 条の 7」を「第 3 4 条の 6」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 2 の改正規定 公布の日
- (2) 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (3) 第 3 4 条の 6 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 3 号に掲げる規定による改正後の第 3 4 条の 6 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 2 号中「寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。））」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和

6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)』とする。

令和6年8月29日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。